

南砺市農業委員会第 37 回総会会議録

- 1.招集日時 令和 2年 6月 4日
- 2.開会時刻 令和 2年 7月 3日 午後4時00分
- 3.閉会時刻 令和 2年 7月 3日 午後5時10分
- 4.場 所 福光庁舎 別館3階 大ホール
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 20名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	織田 直信	出	11	堀 文夫	出
2	鍋島 守	出	12	藤永 隆夫	出
3	中村 三郎	出	13	山本 弘	出
4	片山 昌作	出	14	山土 修一	出
5	當田 衛	出	15	齊藤 十明	出
6	杉森 桂子	出	16	上田 憲仁	出
7	林 正一	出	17	澁谷 均	出
8	中川 寿	出	18	松平 勝	出
9	荒木 健二	出	19	瀧 由記男	出
10	北島 文子	出	20	前川 十一	出

7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第151号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第152号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第153号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第154号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第 155 号 農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格者証明願
について

議案第 156 号 農地利用集積円滑化事業規程の廃止の承認につ
いて

第 3 協議事項

協議第 25 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外
について

第 4 報告事項

報告第 73 号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について

報告第 74 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による
通知書について

8.事務局職員

事務局長 船藤 統嗣、係長 田原 雅之、副主幹 山田由紀子

9.会議の概要

事務局長 | 定刻となりましたので、只今から、第 37 回南砺市農業委員
会令和 2 年 7 月の総会を開催いたします。今回から福光庁舎
での開催となりましたので改めてよろしくお願い申し上げます。
本日の出席人数は、委員総数 20 名全員であります。農業
委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する定数に達して
おり、総会が成立することをここにお知らせします。会議に
先立ちまして、前川会長より挨拶方お願いいたします。

会長 | 本日は、大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありが
とうございます。新型コロナウイルスの感染者が富山県にま
た一人増えました。高校生の女子生徒ですので中傷的なこと
にならないよう願っているところです。本日の委員会は、私
たち任期中の最後の委員会となるわけですので、スムーズに
議事が進行されますようよろしくご協力をお願いしたい次第
であります。

議長 会に先立ちまして、議事録署名人をご指名させていただきます。本日の署名委員は1番の委員、2番の委員の2名の方よろしくお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第151号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第151号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回は1件の申請がありました。面積は田2,710㎡です。受付番号1番です。

譲渡人は、一人暮らしをしています。近年、自身が高齢となり農地の維持や管理面が困難な為、申請地 田2,710㎡を申請地付近に農地を所有の譲受人に譲り渡すものです。

申請地の耕作者は、農事組合法人〇〇〇営農で、利用権設定をしております。今回、譲受人に所有権が移転されましても構成員同志の売買で引き続き〇〇〇営農が耕作予定でありますので、支障を来たすことはございません。

事務局 この案件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議案第151号 農地法第3条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第152号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 152 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回は、4 件の申請がありました。面積は 田のみ 5,135 m²です。

共同住宅敷地	1 件	田 3 筆	1,705 m ²
住宅敷地	1 件	田 2 筆	319 m ²
干柿製造作業所	1 件	田 1 筆	128 m ²
粃殻保管庫	1 件	田 1 筆	2,983 m ²
計	4 件	7 筆	5,135 m ²

受付番号 1 番です。

申請人は、申請地 田 3 筆、1,705 m²を共同住宅敷地に転用するものです。

申請地の周辺には小学校やショッピングセンターなどがあり、国道 471 号線にも近く交通の便が良いので、共同住宅の建設に大変適しております。また、近隣地にはすでに自身が所有する共同住宅が 4 棟 24 戸存在し、内 23 戸がすでに入居しており管理上便利な場所であり、除外からの転用手続きです。

農地区分は 3 種農地と判断され、転用許可基準は原則許可に該当するものと考えられます。

受付番号 2 番です。

申請人は、申請地 田 2 筆、319 m²を住宅敷地に転用するものです。

申請地は、亡き祖父が近隣の方に土地を賃貸していた経緯があり、借主は 40 年前に住宅を建築し、30 年前に増築をされたようです。また、平成 9 年には父が、借主から願い出により家屋を買受、現在は、当時の詳細を知る人はおらず所在不明なため、土地の所有者は申請人となっており、大変困惑な状態となっております。今般、不動産の処分を考え調査しましたところ、無断転用ということでしたので是正いたします。

農地区分は都市計画上の用途地域（第二種住居地域）で 3 種農地と判断され、転用許可基準の原則許可に該当するものと考えられます。

受付番号 3 番です。

申請人は、申請地 田 128 m²を干柿製造作業所に転用する

事務局

ものです。

申請人は干柿を作っており、ここ数年、干し柿の生産が増産してきたため、製造、加工過程を行う作業所を建築する計画です。今回の申請地は経営を拡大するうえでも必要な場所で、今後の生産性を高く見込めるものとして申請するものです。

農地区分は農用地と判断され、転用許可基準は農用地利用計画において指定された用途に該当するものと考えられます。

受付番号 4 番です。

申請人は、肉用牛飼育の農家で、申請地 田 2,983 m²を堆肥用の粃殻の保管庫として転用するものです。

近年、近隣地域の営農組合や請負農家から堆肥の要望が多く寄せられておりましたが、現在、粃殻を確保し保管する場所がないため、JAにその都度ダンプで取りに行っている状況でありました。今回、粃殻を保管できる適地を申請地として確保することで、必要に応じてすぐに堆肥と混ぜることができるので、労働力の削減も図れると考えられます。

農地区分は農用地と判断され、転用許可基準は農用地利用計画において指定された用途に該当するものと考えられます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 152 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものいたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長

議案第 153 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 153 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回は、5 件の申請がありました。面積は 田のみ 2,622 m²です。

整備工場及び倉庫、資材等	1 件	田	1 筆	795 m ²
事務所敷地	1 件	田	2 筆	1,238 m ²
住宅敷地	1 件	田	1 筆	160 m ²
住宅敷地	1 件	田	1 筆	62 m ²
干柿製造作業所	1 件	田	1 筆	367 m ²
計	5 件		6 筆	2,622 m ²

受付番号 1 番です。

賃貸人は、申請地 田 795 m²を賃借人の整備工場及び倉庫、資材並びに重機等廃材置き場として転用するものです。

今回、主要地方道砺波・福光線の拡幅工事に伴い、工場敷地が大幅に収用され既存敷地内で使用している整備工場及び倉庫敷地もその対象となることから早急に代替え地が必要になり申請するものです。なお、事業用とする部分は、既存事業用地と隣接しており申請地部分を使用することでさらに安全で有効的なスペースを確保するものです。

農地区分は 1 種農地と判断され、転用許可基準は既存地拡張に該当するものと考えられます。

受付番号 2 番です。

譲渡人は、申請地 田 2 筆、1,238 m²を譲受人に事務所敷地として転用するものです。

譲受人は、昭和 34 年の創業以来現在、この場所で管工事業を営んでおります。先代の社長が自宅を利用して事業を行ってまいりましたが、手狭となってきたため昭和 60 年頃、この申請地において事務所を増築し事務所敷地として使用してきました。今回、無断で使用しているとの指摘を受け確認したところ、所定の手続きを行わずに使用していることが判明したもので是正するものです。

農地区分は 1 種農地と判断され、転用許可基準は集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号 3 番です。

譲渡人は、申請地 田 160 m²を譲受人の住宅敷地に転用す

事務局

るものです。

譲受人は現在アパートに住んでおりますが、子どもの成長が著しく部屋が狭く感じるようになりました。そこで、申請地を購入し、住宅を建築するために申請するものです。

農地区分は、用途地域内（第一種中高層住居専用地域）で3種農地と判断され、転用許可基準は原則許可と考えられます。

受付番号4番です。

譲渡人は申請地 田 62 m²を譲受人に住宅敷地として転用するものです。

譲受人は現在、夫婦共働きをしながら子どもにも恵まれアパートにて過ごしております。最近になって家族が増え、子どもの成長とともに住まいが手狭と感じるようになってきました。これをきっかけに実家の近くで土地の取得を考え、家族に相談したところ、申請人の父が所有する農地に転用することを承諾いただきました。今後は、家族とも頻繁に行き来ができればお互い安心した生活環境を確保できるため、今回の申請に至ったものです。

農地区分は2種農地と判断され、転用許可基準は代替可能性勘案の必要なしに該当するものと考えられます。

受付番号5番です。

譲渡人は申請地 田 367 m²を譲受人に干柿製造作業所として転用するものです。譲受人は干柿作りをしており、近年、干し柿の生産が増産傾向となってきたため、製造、加工過程を行う作業所が手狭な状況となってきました。今般、申請地を製造作業所として建築し、先ほどの4条申請の受付番号3番、128 m²の隣接部分と併せて経営するうえで必要となるものです。

農地区分は、農用地と判断され、転用許可基準は農用地利用計画において指定された用途に該当するものと考えられます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員

受付番号4番の権利の種類についてですが、説明では、父の所有する土地にということなので、議案書には使用貸借権と記載されていますが間違いありませんか。

事務局 使用貸借権と記載されておりますので、間違いありません。

〇〇委員 わかりました。

議長 その他にありますか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。
議案第 153 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請
に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長 続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 154 号農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 154 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回、7 件 28 筆の申請がありました。面積は、田 21,048 m²
畑 2,197 m² 計 23,245 m²です。

内訳の中で新規設定分について説明いたします。

2 番、3 番ですが、(有)〇〇が隣地で耕作しているため、合わせて集約されたということになります。5 番、6 番については、地目が畑で 2 筆合わせて畑として活用しており、干し柿農家である認定農業者に新規設定するものです。最後の 1 筆は中間管理機構分です。合計 7 件で 28 筆異動により微増の 52.92%の流動化率であります。新規設定と再設定は、福野、福光地域に該当し、(有)〇〇が主な新規設定先です。

事務局

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。
議案第 154 号 農用地利用集積計画 (案) の案を除きまして決定について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長

続きまして次の議題へ進みます。

議長

議案第 155 号 農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格者証明願いについて、事務局に説明を求めます。

＝議案第 155 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

1 件の届出がありました。

願出者は願出地を農業経営規模拡大のため取得する予定で競売に参加するものです。入札期間は令和 2 年 7 月 8 日から 7 月 15 日までです。今回、農業委員会が発行する買受適格者証明が競売において必要であり、証明願いの届出が提出されましたので、委員の皆様方のご承諾をいただくものです。願出者は、富山市出身で南砺市に移住し、富山未来カレッジ在学中に南砺市の農業者の紹介を受け、平成 31 年 4 月から干柿づくりの認定農業者宅で、柿の剪定から収穫・出荷までの行程やぶどう栽培の作業について研修していました。今春、青年新規就農者として認定を受け、〇〇〇〇と△△△△地内にて 6,000 m²ほどを借入れし、ブドウの栽培を行っています。借入地は元ハウスであり、現在も引き続きハウス栽培をしており、今回、競売物件は借入地の隣接地であり、農作業の効率性の面から適格証明願いを提出した次第です。

事務局

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。
議案第 155 号 農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格者証明
願いに対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものとい
します。

議長

続きまして次の議題へ進みます。

議長

議案第 156 号 農地利用集積円滑化事業規程の廃止の承認
について、事務局より説明を求めます。

事務局

＝議案第 156 号について議案書をもとに朗読・説明＝

なんと農協及びとなみ野農協並びに福光農協より、農業経営基盤強化促進法第 11 条の 12 と農業経営基盤強化促進法施行規則第 12 条の 14 に基づきまして、農地利用集積円滑化事業規程を廃止する旨の申請が市長宛にありました。これを受けまして、農業委員会の決定を受けてから承認をしなければならないこととなっております。今回は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律に伴い、農地を所有者から農協が借り受けまして、農地の中間管理を行いながら担い手農家へ貸付を行っていた事業について、各農協の総代会におきまして議案として提出され、承認されたというものです。従って市への申請があったということで、農業委員会としても市から諮問があったということで承認を求めるものです。

議長

以上の案件につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

〇〇委員

今まで J A が中間に入ってこの事業を行ってきたわけですが、J A が辞められた後は、農地中間管理機構と相對の二つに限定されることになったわけですが、農地中間管理機構に

〇〇委員 今までも含めて J A が、携わって農地の生産者と協定していたと思われます。従来までは一つの手つき金千円を J A にお支払いしていると思ひますが、その額は、金額を上乗せして設定しているということをお聞きしています。実際はどのようになっているのでしょうか。

事務局 実際のところお聞きしておらず、どういった手続きをしているのかわかりません。となみ野農協と福光農協が間に入っ
てらっしゃるのだと思ひます。それに伴う手数料も発生していると思われますが、具体的な金額が今後廃止することによってどうなるかは、まだ伺っておりませんので、各営農部で確認し、皆様方に改めて報告したいと思ひております。

〇〇委員 わかりました。

議長 その他に何かご質問等ござひますか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。
議案第 156 号 農地利用集積円滑化事業規程の廃止の承認について賛成の方は挙手を願ひます。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長 続きまして、次の協議事項に入ります。

事務局 協議第 25 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について、事務局に説明を求めます。

＝協議第 25 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回の申請案件は 5 件となっております。
6 月分の受付分としまして、除外のみ提出されました。
受付番号 1 番です。

事務局

福光の〇〇地内で県境に位置します。

地権者は三人で、田畑合わせまして 2,483 m²です。譲受人は産廃処理事業者であり、埋め立て量が 80%近くとなり、今後増えていくことから増産処理していく予定とのことです。幅員が狭いということで大型トラック等を手配する関係上、とりつけ道路と、そのスペースに管理事務所と駐車場を設備したいということです。北側の部分につきましては、資材置き場を予定しております。現在の面積等は、49,868 m²でおおむね 50,000 m²で行っているわけです。増設後は 109,300 m²を計画しております。この工事につきましては、令和 4 年 8 月予定であり、現在の申請から産廃処理の手続きをするには時間を要するとのことです。

受付番号 2 番です。

福光の〇〇地区の申請です。二人共有名義の畑 965 m²のうち 251 m²を分家住宅敷地とするものです。譲受人は願出者の長男で、現在、妻、子どもと 3 人でアパート暮らしをしています。子供の成長とともに手狭とを感じるようになり、今回、両親名義の土地に住宅を建築したい希望があり、位置は、実家の後ろにあたり、接続する道路がないことから、実家の敷地の中を歩いて車等の出入りをせざるを得ないとのことです。前面道路は実家前の市道にあたり、令和 3 年 6 月着工を予定しております。

受付番号 3 番です。

事務局

福光の〇〇地区で、近隣には自動車学校があり、形状は 2 筆で 1 枚の田であります。

譲受人は、塗装業を営んでおり、申請地の周辺には資材置き場や事務所及び倉庫があります。今回、仮設足場の置き場が不足しているもので、願出地は地元の営農組合が耕作していますが、不整形地で排水もよくない場所であり、了承を得て申請するものです。計画では年明け 1 月頃の着工予定です。

受付番号 4 番です。

福光の〇〇地区です。譲受人〇〇さんは現在、福野のアパートに 4 人で住んでおります。子供の成長が著しく手狭となってきたため、住宅を建築するものです。申請地は、妻の実家の父名義であるため贈与を受けることとし、延床面積 104 m²で令和 2 年 12 月に着工予定であります。

受付番号 5 番です。

井口の〇〇地区の方です。願出地を息子である譲受人の分

事務局 家住宅敷地として転用するものです。現在、家族 6 人で生活しており、近々結婚することが決まり建設したいということで、実家敷地に隣接する台形の田を利用して建設するものです。令和 3 年 3 月着工、願出地はカーポートも含んでおり、建築面積 144 m²として申請が出ています。

この 5 件の中で、中山間地域直接支払制度の該当になっているところは 4 番の案件です。3 番以降は、多面的機能支払交付金の対象農地となっております。

議長 以上の案件につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。
協議第 25 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして次の報告事項へ進みます。

議長 報告第 73 号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について、事務局に説明を求めます。

＝報告第 73 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

先ほど 4 条、5 条申請の案件に関連しています。

1 番の用途は籾殻保管庫。2 番の用途は、干し柿製造作業所を設置するものです。今回の 2 件につきましては、農業用施設として認定し、農業振興地域整備計画を変更してからの転用申請があったということです。議案書に縦覧中という記載は、2 月受付分の公告が今月 14 日に終了予定であり、県へ法定協議に入り、今月 20 日以降にその手続きが終了することで、軽微な変更として取り扱うものであります。この案件につきましては、県に確認済みであります。

議長 以上の案件は報告案件ですので、審議は問いませんが、何かご質問等ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 続きまして、次の報告へ進みます。

議長 報告第 74 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

事務局 =報告第 74 号について議案書をもとに既読・説明=

今回 2 件の届出がありました。面積は田のみ 795 ㎡です。
受付番号 1 番及び 2 番につきましては、議案番号第 153 号
受付番号 1 番に関する案件です。

議長 これら報告事項について、何かご質問、ご意見などございますか。

(異議なし)

議長 続いてその他にうつります。

議長 その他について事務局からお願いいたします。

=その他について説明=

(事務局より説明)

議長 他にないようでしたら、議案・報告事項はすべて終わりますが、いかがでしょうか。

議長 全体を通して何かご質問等ありましたらお聞かせ願います。

〇〇委員 農業委員を 3 年間させていただいて振り返ってみますと、高齢化が進み、担当地区において、個人で農業を行っている人は一桁となっています。個人農家が農業をやめて耕作放棄

〇〇委員 地が発生している場合が多数です。今後ますます増加していくことは間違いないので、空き家対策と一緒に取り組めばいいのではないかと考えております。農政課だけでなく、南砺で暮らしません課と連携したりすれば、農地では耕作放棄地、空き家問題と一体化して対策が図れるのではないのでしょうか。

事務局長 〇〇委員からご指摘いただきました耕作放棄地の問題につきましては、重く受け止めているところであります。

その中で平坦部につきましては、耕作放棄地が見受けられない、目立たないような状況になっておりますが、これは、担い手農家の皆さんや、集落営農の方々が頑張ってお託いただいている賜物であり、感謝申し上げます。前回もお話ししましたが、集積率が高まってきてはいるのですが、無理に担い手に耕作いただいているといったところも意識しているところであります。今後どのように解決しなければならないかというところでは、担い手農家を育成していく、新規で就農される方も同様の取り組みが必要になるのではないかと考えております。

また、新規就農者の方は、果樹や園芸関係に取り組まれる方が非常に多いものですから、例えば、集落営農による農作物の栽培や管理、耕作の取り組み機会を与えるなど、集落営農組織も考えていただく、地域外の方が営農組織に入り込みやすい環境を作っていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

なお、空き家対策については、移住・定住の直接担当課が暮らしません課となります。以前、その担当課に所属していたこともあり、農業との組み合わせが非常に大切になるのではないかと考えます。移住・定住される方は、農業にも取り組みたい方がおられますが、50a 要件があり、五箇山村につきましては、下限面積を 10 a としております。他県の市区町村では、1a まで落とすといったところもあり、暮らしません課でも移住、定住して農業に取り組んでみたいというご意見も寄せられているそうです。

今後、農業委員会でも農地付き空き家の取り組みについて、ご相談したい事案でございますので、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議長 他にご意見などございますか。

議長 来月の総会日程は令和2年8月5日(水)午後2時から、
場所は福光庁舎別館3階 大ホールとなります。

議長 以上で、南砺市農業委員会第37回総会を閉会いたします。
(閉会時刻 午後5時10分)

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長